

令和元年6月7日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・令和元年6月7日（金） 午後2時42分 ～ 午後4時04分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	安福正寿	事務局職員	
委員	稲本正	副教育長	内木 禎
委員	野原正美	教育次長	堀 貴雄
委員	森口祐子	義務教育総括監	古田秀人
委員	竹中裕紀	教育総務課長	平野孝之
委員	近藤恵里	教育総務課教育主管（義務）	香田静夫
		教育管理課長	山田育康
		教育管理課課長補佐兼係長	棚橋幸治
		教育財務課長	柴田雅道
		教職員課長	中村徹平
		教職員課福利厚生室長	若野 明
		教職員課教育主管（義務）	丹羽美彦
		教職員課教育主管（高校）	小野 悟
		教育研修課長	鈴木 健
		学校安全課長	長屋秀樹
		学校支援課教育主管（義務）	服部晃幸
		特別支援教育課長	青山 孝
		体育健康課長	狩野 靖

3 議事日程等

議第1号～4号を非公開とすることを決定。

4 会議録

令和元年5月20日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発言者	発言内容
事務局報告（政策）	
（１）損害賠償の額を定めることについて	
教育財務課長	<p>県立学校における損害賠償事案について、地方自治法第180条の規定による専決処分を行い、6月11日より開会する県議会第3回定例会での報告案件としたため、説明させていただく。資料10頁をご覧ください。本事案は、今年3月13日午後4時ごろ、県立岐阜高等学校駐車場において、強風により、県が管理する樹木が折れ、敷地内に駐車していた県関係職員2名が所有する自家用車2台に接触したものである。調査したところ、2名とも、学校により指定された位置に適切に駐車しており、当事者に過失がないことから、修理に要した経費294万7,741円全額を県の損害賠償額と定めたものである。なお、被害に遭われた方のうち1名が保険を利用して修理されたことから、賠償額の一部は保険会社に支払われるため、当事者欄に保険会社が含まれている。本事案後、校内において、他に危険な樹木はないかを専門業者に依頼して確認し、今回倒木した樹木と同種の樹木1本に加え、腐食による落下の虞がある樹木の枝3本を除去するなどして、安全管理に努めたところである。</p>
野原委員	<p>今回、事案が発生したのは県立岐阜高等学校の敷地内であったが、他の県立高校には、危険な樹木がないのかが気になるところである。</p>
教育財務課長	<p>事案が発生した翌日、各学校に事案が発生したことを通知し、日頃から樹木を確認することが大切であると注意喚起を行った。また、危険な樹木がある場合には、積極的に除去していただくようお願いをした。実際に確認を行う中で、学校の中に古い桜の木があったが、老木のため除去したいとのことで切った学校もある。各学校の意識も高まっており、再発防止に努めたい。</p>
（２）令和元年度岐阜県教科書用図書選定審議会（第2回）の報告について	
学校支援課教育主管	<p>本年6月3日に、2回目の岐阜県教科用図書選定審議会を開催したため報告する。4月の定例教育委員会で説明させていただいたように、今年度、小学校の教科書及び中学校の「特別の教科 道徳」を除く教科の教科書採択の年度であるため、第2回の審議会において、各教科用図書の調査研究資料を県教育委員会で作成し、ご承認をいただいた。調査研究資料は、採択権者である市町村教育委員会が実際に教科書を採択する際の参考となる資料として、県教育委員会が提供するもので、各教科書の特徴やそれぞれの教科書がどのように学習内容や方法を示しているか、などを一覧にまとめたものである。また、特別な支援を要する子どもたちに対応した、文部科学省の検定を受けた教科書ではない、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる一般図書についての選定資料を作成し、これについても、適切であると議決をいただいた。</p>
事務局報告（その他）	
（１）岐阜県における全国レベルの表彰について	
教育総務課長	<p>岐阜県における全国レベル表彰5月分のスポーツ部門について1件記載している。</p>
（２）令和元年度教育委員行事予定について	
教育総務課長	<p>資料12頁及び13頁に今後の教育委員行事予定を記載している。8月以降の定例教育委員会の日程は未定となっているため、早急に調整させていただく。</p>
稲本委員	<p>飛騨地区の教育委員長さんと面談する件についてお伺いしたい。</p>

ホームページ公開用

教育総務課 課長	現在調整を行っている最中である。各地区ごとに、市町村の教育長のみなさんと委員さん1名程度、教育長等も含めて意見交換の場を設けたいと考えている。別途、日程調整を行っているため、決定次第ご連絡させていただく。
稲本委員	出来れば忌憚のない意見を、先に相手側から言っていただいたほうが良い。1時間という時間の中では、なかなか本音を出すことが出来ない。何も言わなければ、こちらが意見を言うしかなくなり、一方通行になってしまっははどうしようもない。
教育総務課 課長	出来るだけ活発な意見交換になると良いと思うが、いきなりはなかなか難しいため、最近の話題をテーマにするなどしながら、プラスアルファで様々なことを話していただける場になれば良いと考えているため、助言を頂ければ有難い。
稲本委員	市町村のそれぞれの悩みなどに対して、県との感じ方の違いを少しでも近づけたい。お互いが何を考えているのか分からないまま物事が進んでいる傾向にあるため、それを縮めていきたいと思うが、何も言ってもらえないのであれば何のために意見交換を行ったのか分からなくなってしまう。
森口委員	言ってもしょうがないなどと思われることなく、意見交換会が成立して良かった。
教育総務課 課長	もっと時間をとることが出来ればよかったが、教育長が地区で集まる時に合わせて調整しているため、概ね1時間も時間をとることが出来ないかもしれないが、その中で出来るだけ意見交換ができれば良いと考えている。今回に限らず、時間をとることができれば定期的に行っていきたいと考えているため、今回はある程度限られた時間になってしまうことになるが、ご協力をお願いしたい。
議第1号 岐阜県教育功労者表彰について（非公開案件）	
岐阜県教育功労者の表彰について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第2号 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について（非公開案件）	
岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第3号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第4号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
閉会	
午後4時04分、閉会を宣言する。	

ホームページ公開用

上記会議録は正当であることを認め署名します。

教 育 長

書 記

